

# 農業経営基盤強化準備金制度

## 電子申請（eMAFF申請）の手引き

### （パソコン版）

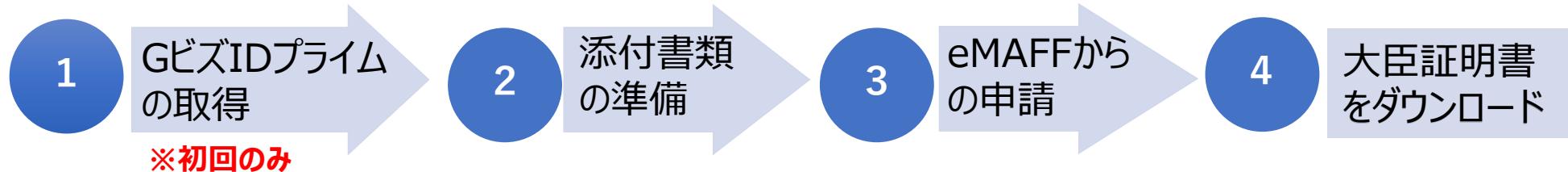


令和7年5月\_ver4.0  
農林水産省経営局経営政策課

# eMAFFとは

eMAFF（農林水産省共通申請サービス）とは、農林水産省が所管する法令に基づく手続の申請、補助金及び交付金の申請等をオンラインで行うための申請システムのことです。

## 申請前の準備から大臣証明までのプロセス



### ※GビズIDプライムとは

- GビズIDは、デジタル庁が運用する事業者向け共通認証システムです。GビズIDを取得すると、1つのID・パスワードで、国・県・市町村等の複数の行政サービスにログインできます。
- 農業経営基盤強化準備金の大臣証明を申請いただくためには、GビズIDプライムのアカウントが必要となります。
- GビズIDプライムには、法人代表者向けと個人事業主向けの2種類あります。また、従業員向けにはGビズIDメンバーがあります。
- アカウントの取得方法には、マイナンバーカードと申請用端末（パソコン及びスマートフォン）を用いたオンライン申請（最短即日）と、印鑑証明を添えて申請書類を郵送する方法があります。（原則2週間）

# 目 次

## 1. 申請前の準備

- 1 -1. GビズIDプライムの取得 … 3 ページ
- 1 -2. 必要となる添付書類の準備 … 18 ページ
- 1 -3. 申請の代行/代理申請 … 25 ページ

## 2. eMAFFでの申請

- 2 -1. ログイン・基本情報の入力 … 35 ページ
- 2 -2. 申請内容の入力（積立のみの場合の申請） … 40 ページ
- 2 -3. 申請内容の入力（取得のみ（又は積立と取得）の場合の申請） … 48 ページ
- 2 -4. 大臣証明書の出力 … 59 ページ

※ 本手引きは、パソコンでの申請画面を基に作成しております。

# 1. 申請前の準備



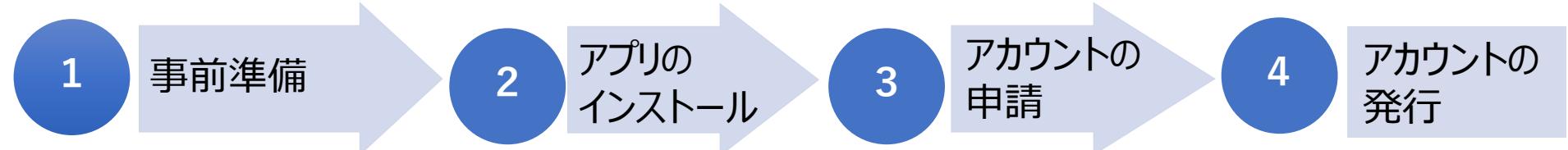
## 1-1. GビズIDプライムの取得



# GビズIDプライムの取得

eMAFFから農業経営基盤強化準備金の大蔵証明を申請いただくためには、デジタル庁が運用する**GビズIDプライム**のアカウントが必要となります。

このマニュアルでは、主にパソコンを使ってGビズIDプライムをオンラインで申請する方法を解説します。なお、申請の入力をスマートフォンで行いたい方は（スマートフォン版）をご覧ください。



パソコン

スマートフォン

マイナンバーカードと非接触IC(通NFC)  
に対応スマホが必要です。

マイナンバーカード

マイナンバー発行時に設定した署名用  
電子証明書暗証番号（英数字6～16  
桁のパスワード）と券面事項入力補助  
用暗証番号（数字4桁の暗証番号）  
の入力が必要となります。

二要素認証のため  
にGビズIDアプリを  
インストールします。

デジタル庁サイトに  
アクセスして申請し  
ます。

デジタル庁から  
確認コードが  
届きます。  
最後にパスワードを  
登録して完了。

## スマートフォンでの操作

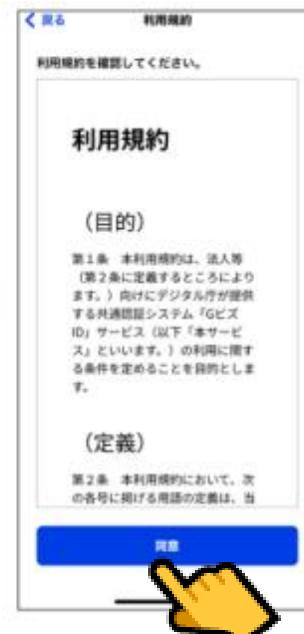
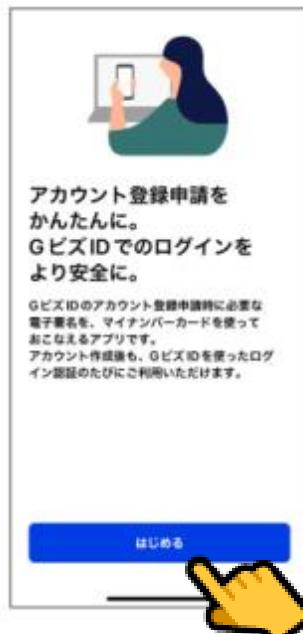
## GビズIDアプリのインストール

AppStore又はGooglePlayにアクセスして、GビズIDアプリを入手してください。

iPhoneの方はこちらから



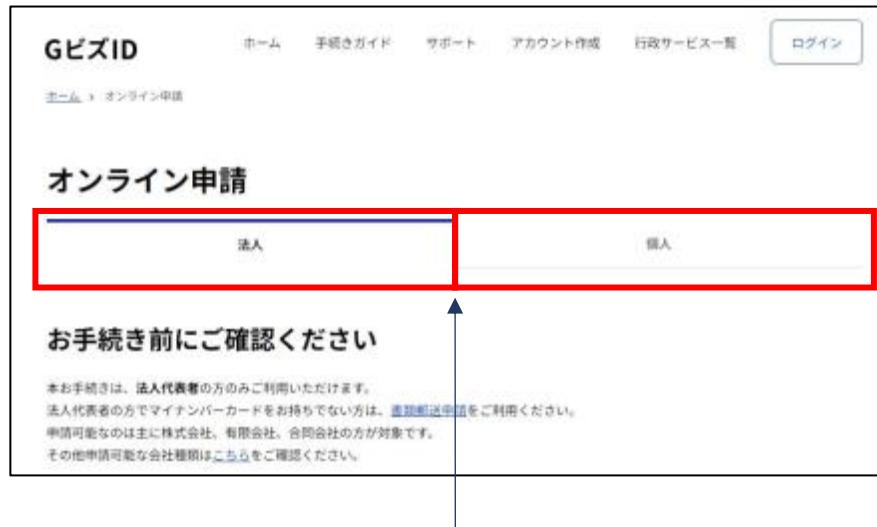
Androidの方はこちらから



QRを読み取るを  
タップしないで、  
次の手順にお進み  
ください。

# パソコンでの操作

まず、パソコンでURL:「[https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime\\_online.html](https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_online.html)」にアクセスします。



① 法人の方は「法人」を  
個人事業主の方は「個人」を選ぶ。



② 画面下部にある「申請を始める」を押す。



③ 「OK」を押す。

# パソコンでの操作

## GビズID

メールアドレス登録

### GビズIDプライムオンライン申請

メールアドレス登録

アカウントID

メールアドレス

④ メールアドレスを入力。  
入力したメールアドレスが  
アカウントIDとなる。

## 利用規約

### (目的)

第1条 本利用規約は、法人等（第2条に定義するところによります。）向けにデジタル庁が提供する共通認証システム「GビズID」サ

規約に同意する

次へ

⑤ 「規約に同意する」にチェックを入れ、  
「次へ」ボタンを押す。

## GビズID

### GビズIDプライムオンライン申請

メールアドレス登録

メールアドレスが正しく入力されていることをご確認ください。

アカウントID

○○○○○○

修正

OK

⑥ 入力されたメールアドレスが正しいのを確認して、  
「OK」ボタンを押す。

# パソコンでの操作

⑦ 登録したメールアドレスにメールが送信される。



## Gbiz ID

メールアドレス登録

Gbiz ID Primeオンライン申請

メールアドレス登録

入力いただいたメールアドレスにワンタイムパスワードを送付しました。  
受信したメールに記載されているワンタイムパスワードを30分以内に入力してください。  
メールが届かない場合、入力いただいたメールアドレスに誤りがある可能性があります。お手数ですが初めからやり直してください。

※ご利用されているメールソフトのセキュリティ設定や、迷惑メール対策等で、送付したメールが正しく届かないことがあります。入力いただいたメールアドレスに誤りがないにも関わらず、メールが受信できなかった場合は、「support@gbiz-id.go.jp」からのメールを受信できる様、迷惑メール設定から解除していただくか、もしくはドメイン「gbiz-id.go.jp」を受信リストに加えてください。

※框内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID
ワンタイムパスワード

OK

⑧ 送信されたメールに記載されているワンタイムパスワード※を入力する。

※ ワンタイムパスワードとは、1度だけ使用できる使い捨てのパスワードです。

## パソコンでの操作

# GビズID フライトオンライン申請

## 基本情報登録

お手持ちのスマートフォンやタブレット用以て、「個人登録者ご登録」をおこなってください。  
お手持ちのスマートフォンやタブレット用以て、「法人登録者ご登録」をおこなってください。

### 基本情報

登録ID

登録IDは、登録IDを登録するためのIDです。  
登録IDは、登録IDを登録するためのIDです。  
登録IDは、登録IDを登録するためのIDです。

登録者名フリガナ

姓フリガナ

名フリガナ

登録者氏名（漢字）・性別・登録者誕生日を入力する必要があります。

### アカウント利用者情報

登録ID登録者情報

登録ID

登録ID登録者情報

次へ

⑨ 基本情報を入力。  
※ 法人番号が不明な時は  
「国税庁法人番号公表サイト※」  
で検索できます。

⑩ アカウント利用者情報を入力。

⑪ 「次へ」を押す。

⑫ 入力内容を確認し、「次へ」を押す。



# パソコンでの操作

**GビズIDプライムオンライン申請**

**マイナンバーカード読み取り**

表示されたQRコードをGビズIDアプリで読み取り、アプリの指示に従ってマイナンバーカードを読み取ってください。

① 本画面は消さないでください。マイナンバーカード読み取りを正常に完了すると、本画面は自動で次の画面へ遷移します。



■ 画名対象識別コード

○○○○○○

⑬ QRコードが表示されます。  
この画面のままスマートフォンをご用意ください。

# スマートフォンでの操作

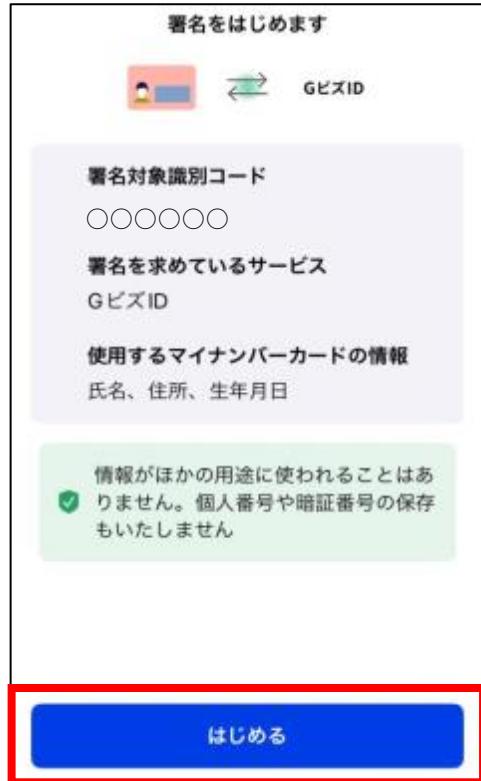


- ⑯ 「GビズIDアプリ」を起動し、  
画面下部にある「QRを読み取る」を押す。



- ⑯ パソコン画面に表示されているQRコードを  
スマートフォンで読み取る。

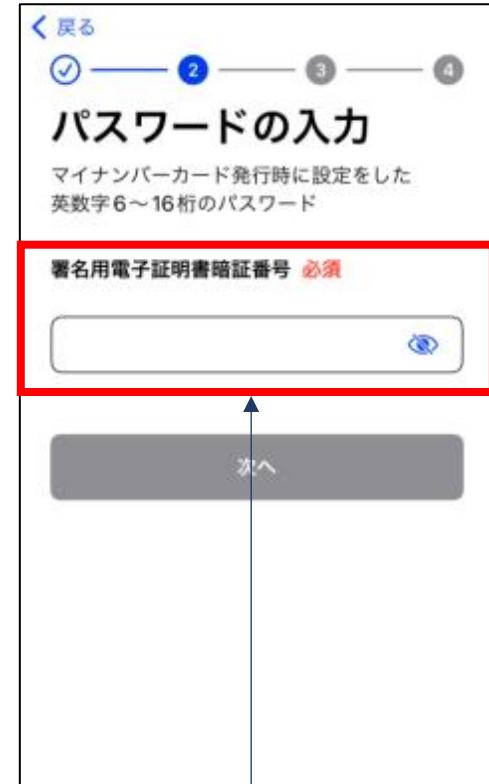
# スマートフォンでの操作



⑯ 「はじめる」を押す。



⑰ マイナンバーカード発行時に設定をした  
数字4桁の暗証番号を入力。



⑲ マイナンバーカード発行時に設定をした  
英数字6～16桁のパスワードを入力。

# スマートフォンでの操作



㉚ マイナンバーカード上にスマートフォンを置き※、「読み取り開始」を押す。



㉛ 読み取りが完了したら、次の画面が表示されるまでお待ちください。



㉜ 「この内容で送信」を押す。

※ スマートフォンの機種により、読み取り位置が異なります。  
以下のURL又は右のQRコードから読み取り位置をご確認ください。

URL : 「[https://www.jpki.go.jp/prepare/reader\\_writer/android.html](https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html)」



# パソコンでの操作

## GビズID



## GビズIDプライムオンライン申請

### 申請情報確認

申請情報をご確認の上、申請ボタンを押下してください。

※所在地の情報は、マイナンバーカードから取得した情報を自動入力しています。

市町村、町名番地、ビル名等の分割はシステムで自動に行ってています。分割に誤りがある場合は、修正ください。

※本情報にて申請が完了いたしますので、申請情報について誤りがないかご確認ください。

申請情報を修正

申請

申請を中止

②③ 申請情報確認画面が表示される。  
情報に間違いがないか確認し、問題なければ「申請」ボタンを押す。

# パソコンでの操作

**GビズID**



**GビズIDプライムオンライン申請**

**申請情報確認**

GビズIDプライム登録申請を受付ました。次へのボタンから申請を継続し、SMS認証/パスワード登録を完了させてください。

※登録いただいたメールアドレス宛にGビズIDプライム登録申請の受付のお知らせを送付しました。以降の作業を中断された場合は、メールのURLリンクから再開ください。

**次へ**

②4 「次へ」ボタンを押す。  
SMS※にワンタイムパスワードが送信される。

※ SMS（ショート・メッセージ・サービス）とは、携帯電話やスマートフォン同士で短いテキスト（文章による）メッセージを送受信するサービスのことです。

## スマートフォンでの操作



㉕ スマートフォンのSMSに送信された  
ワンタイムパスワードを確認。

## パソコンでの操作

### GビズID

#### ワンタイムパスワード入力

プライムアカウントを申請された方にご入力いただいたSMS受信用電話番号「\_\_\_\_\_」宛にSMSを送信しました。

SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力してください。

1時間を超えた場合は、再度URLをクリックし新しく届いたワンタイムパスワードを入力してください。

SMSが届かない等の不具合の発生した場合や、SMS受信用電話番号の変更を行いたい場合は、「GビズIDヘルプデスク」までお問合せください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

アカウントID / Account ID

ワンタイムパスワード / One-time Password

OK

㉖ ワンタイムパスワードを入力し、  
「OK」ボタンを押す。

# パソコンでの操作

**GビズID**

メールアドレス登録 → 基本情報 → マイナンバーカード登録 → 申請情報確認 → **SMS認証/パスワード登録** → 完了

**GビズIDプライムオンライン申請**

**SMS認証/パスワード登録**

登録するパスワードを入力して下さい。

アカウントID	
パスワード	<input type="text"/>
パスワード (確認用)	<input type="text"/>

\*パスワード設定時の制限事項については以下の通りです。

・半角英数字等で6文字以上  
・使える文字種: 半角英数字、半角スペース、半角記号：「!@#\$%^&\*()\_+=><?{}[]~\_||-」  
・単純なパスワードについては、セキュリティの観点から登録できません。

**OK**

- ②7 eMAFFにログインする際に使用する**パスワードを設定。**  
(・半角英数字等で8文字以上  
・単純なパスワードについては、セキュリティの観点から登録できません。)  
設定後に「OK」ボタンを押す。

## パソコンでの操作

**GビズID**

②8 登録完了画面が表示される。

**GビズIDプライムオンライン申請**

**登録完了**

アカウント情報の登録が完了しました。

続いて、GビズIDで安全なログインができるようアプリ認証の設定をお願いいたします。

既にインストール済みの方はアプリのTOP画面の上部よりアプリ認証設定をお願いいたします。

アプリ未インストールの方は「GビズIDアプリ登録」ボタンよりアプリのインストールをお願いします。

**GビズIDアプリ登録**

以上でGビズIDプライムの取得が完了しました。

## 1-2. 必要となる添付書類の準備



# 添付書類

農業経営基盤強化準備金制度の申請を行う場合は、以下の添付書類が必要となります。

①

## 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書の写し

(認定新規就農者の方は、青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書の写し)

この制度を活用する場合には、農業経営の規模の拡大に関する目標等を記載した農業経営改善計画等を作成し、**予め市町村（複数市町村で営農する場合は、都道府県知事又は農林水産大臣（地方農政局長））の認定を受ける必要があります。** 認定を受ける場合は、事前に営農している市町村等にご相談ください。

②

## 対象交付金の交付決定通知書等の写し

対象となる交付金

- ・畑作物の直接支払交付金（面積払、数量払）・米・畑作物の収入減少影響緩和交付金
- ・水田活用直接支払交付金（水田活用の直接支払交付金、畠地化促進事業、畠作物产地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業）

③

## 前年から繰り越された準備金の金額を証する書類の写し

(前年の青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）等)

※ はじめて積み立てる場合には必要ありません。

**【取得の証明申請をされる場合は、以下④～⑩の書類も必要となります】**

④

～

⑩

## 農用地等を取得したこと及びその取得金額を証明する書類

取得した物、金額、日付が確認できる書類が必要です。

※ 建物の取得の場合は、その建物が農用地区域内の農業用施設用地に所在することを証明する書類が必要となります。

## ～準備金の取崩しについて～

本準備金制度の対象となり得る農用地等を取得した場合は、その取得価額相当額の準備金を取り崩す必要があります。

※ 経営改善計画に基づかない農用地等の取得の場合、積み立てた準備金を取り崩す必要があります。

この場合、通常の減価償却を行っていただくことになり、本準備金制度を活用した圧縮記帳をすることはできません。

## ① 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書の写し

農用地等の取得計画及び取得実績が農業経営改善計画等の内容に従っているか、取得年が農業経営改善計画認定書等の有効期間内であることなどを確認するために必要となります。

# 農業経営改善計画認定書

- ※ 計画書全文を添付してください。
  - ※ 旧様式の計画書も対象となります。
  - ※ eMAFFにより農業経営改善計画の認定を受けている場合、「認定計画出力」ボタンが申請項目入力画面に表示されます。この場合、認定を受けた計画書のファイルの添付は不要です。  
ただし、認定通知書のファイル添付は必要となりますので、ご注意ください。

② 対象交付金の交付決定通知書等の写し (当該年の事業期間に交付されたもの)

準備金制度の対象となる交付金は以下のものに限られます。

準備金として積み立てた金額及び農用地等の取得に充てた金額が、受領した交付金の範囲内であることを確認するために必要となります。

## 対象となる交付金

- 畑作物の直接支払交付金（面積払、数量払） ○ 収入減少影響緩和交付金 ○ 水田活用直接支払交付金

### 畑作物の直接支払交付金（面積払、数量払）

### 收入減少影響緩和交付金

## 水田活用直接支払交付金

③ 前年から繰り越された準備金の金額を証する書類の写し  
(前年の青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)等)

申請年（度）までに準備金を積み立てた場合には、申請前年（度）の積立額や、申請年（度）に繰り越された準備金の金額を確認するために必要となります。

※ はじめて積み立てる場合には必要ありません。

※ 簡易簿記の場合は、確定申告書に添付する準備金の明細書で確認します。

### ＜個人の場合＞

### ＜法人の場合＞

4

## 農用地を取得したこと及びその取得金額を証明する書類

土地登記簿（全部事項証明書）、売買契約書、農用地利用集積計画書等の農用地を取得したことを証明する書類のいずれかを添付してください。1つの書類で取得した農用地、金額、日付が確認できない場合、追加で別の書類や領収書を提出していただく場合があります。

## 土地登記簿 (全部事項證明)

# 売買契約書

# (例) 縣市變更的書

## 農用地利用集積計画

## 領收書

NO : △△△△	
領 収 書	
年 月 日	
<u>○○ ○○ 様</u>	
(例)	
金額	
但	

## 特定農業用機械を取得したことを証する書類

取得した物、金額、日付が分かるもの）を添付する必要があります。

1つの書類で取得したもの、金額、日付が確認できない場合、追加で別の書類や領収書を提出していただく場合があります。

## ⑤ 支払と引渡が同日の場合

領収書を添付してください。

## ⑥ 支払と引渡が別日の場合

納品書を添付してください。

## ⑦ 領収書や納品書が提出できない場合

販売証明書を添付してください。

## 販売証明書

発行日： 令和〇年〇月〇日			
販売証明書 (例)			
下記、農業用機械を下記の者に販売したことを証明致します。			
販売日	年 月 日		
販売会社	会社名 株式会社〇〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
購入者	氏名 〇〇〇〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
【販売商品仕様】			
メーカー名		商品名	
商品番号		登録番号	
商品属性		販売金額	

## 建物を取得したことを証する書類 以下の⑧～⑩全ての証明書類が必要となります。

⑧

### 農用地区域内の農業用施設用地に所在することを証明する書類

市町村長から、取得した建物が農用地区域内の農業用施設用地に所在することを証明する書類の交付を受け、その書類を添付してください。

※農用地区域内の農業用施設用地外に建設した建物は本制度の対象外となります。

証明書

証明書						
下記の土地は農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号の農業用施設用地であることを証明します。						
平成 年(200 ) 月 日		申請者 住所 氏名				
○ ○	市長 様					
記						
町名	地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	所有者	計画者	利用目的 用途変更歴
(例)						
計						
(注)分譲された場合は、登記事項証明(現在事項)及び地図を提出すること。						
上記の土地は、農業用施設用地であることを証明します。						
平成 年(200 ) 月 日						
○○市						

⑨

### 建物を取得したことを証明する書類

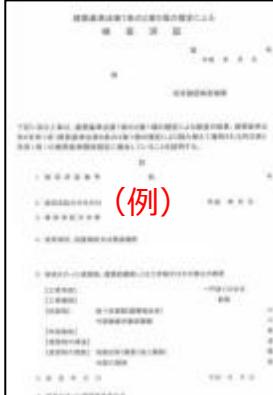
建物登記簿（全部事項証明書）、建築確認済証、検査済証、建築工事届、固定資産課税台帳登録事項等証明書などの建物を取得したこと（取得日及び金額が確認できるもの）を証明する書類のいずれかを添付してください。



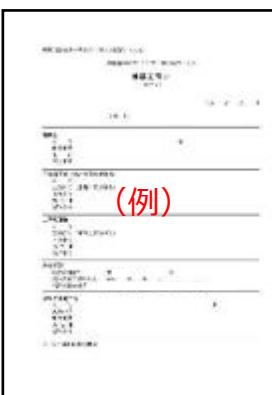
建物登記簿



建築確認済



検査済証



建築工事届



固定資産課税台帳登録事項等証明書



市町村による任意の証明

⑩

### 取得金額を証明する書類（上記の書類で取得金額が不明の場合）

売買契約書、領収書等を添付してください。